

花巻市営建設工事の発注に係る特例措置について

平成 26 年 2 月 20 日 市長決裁

平成 27 年 8 月 28 日 市長決裁

1 工事発注に係る特例

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化する中、建設作業員や建設資材等が不足するなどの要因による市営建設工事の入札不調が深刻化している状況を踏まえ、円滑な工事発注の促進を図るため、当分の間、特例措置による発注とする。

2 対象工事

市営建設工事のうち、災害復旧工事を除く全ての工事を対象とする。

なお、災害復旧工事については、「災害復旧工事の発注に係る特例措置について（花巻市）」を継続して適用するものとする。

3 特例措置の内容

(1) 入札参加者が 1 者であった場合も、入札を執行する。

(2) 予定価格、工期等の適切な算定及び技術者の確保等に係る取扱いについては、国・県の運用に準拠する。

4 対象期間

平成 27 年 9 月 1 日以降に公告・指名する市営建設工事の入札から適用する。